

特定DTCの詳細定義について

中間とりまとめにおける特定DTCの定義

【特定DTC】

OBD検査の対象装置が保安基準に定める性能要件を満たさなくなる故障に係るDTCのうち、OBDが『故障』の存在を推断できるものとして、以下に従って自動車メーカーが定めるもの

以下の全てに該当するDTCを「特定DTC」とし、それ以外のDTCについては、「特定DTC」とせず、車検不合格としない。

- ① OBD検査の対象自動車・装置について、保安基準に定める性能要件を満たさなくなる『故障』の発生を推断できるDTCであること。
- ② 安全関係のOBDについては、イグニッション・オン時の停車状態[又は...の状態]で、OBDのみにより①の『故障』の存在を推断できるDTC(例:回路の断線、センサの機能不全等に係るDTC)として、自動車メーカーが定めるものであること。ここで、以下のDTCは「特定DTC」に含まない。
 - ・ イグニッション・オン時に停車状態で記録されないDTC
 - ・ 『故障』に当たるか検証中の状態におけるDTC
 - ・ 当該DTCのみでは、『故障』の存在を推断できないDTC
 - ・ 当該DTCのみでは、保安基準に定める性能要件を満たさなくなるか判断できないDTC
- ③ 環境関係のOBDについては、細目告示別添48において警告灯の点灯が義務付けられている『故障』に係るDTC(現在故障コードに限る)であること。なお、車検時には、特定DTCがなく、かつ、レディネスコードが存在することをもって、合格とする。

フィージビリティスタディと追加検討(経緯)

- 中間とりまとめに示された特定DTCの定義に基づき、国内自動車メーカー各社において、特定DTCの選定にかかるフィージビリティスタディを実施。
- その中で、特定DTCの定義に関し、明確化や定義の追加が必要となるものがあることが判明。
- また、中間とりまとめにおいて継続検討課題となっていた、安全関係のDTCのうち走行状態でなければ記録されないものの取扱について、追加検討を実施。

特定DTCの詳細定義(安全関係)

※ 赤字部は中間とりまとめからの追記箇所

◎ 安全装置関係の特定DTCは、以下のとおりとする。

1. OBD検査の対象自動車・装置について、保安基準に定める性能要件を満たさなくなる『故障』の発生を推断できるDTCであること。
 2. イグニッション・オン時の停車状態 [又は時速20kmに達するまでに]、OBDのみにより『故障』の存在を推断できるDTC(例:回路の断線、センサの機能不全等に係るDTC)として、自動車メーカーが定めるものであること。ここで、以下のDTCは特定DTCに含まない。
 - イグニッション・オン時に停車状態で、[又は時速20kmに達するまで]に記録されないDTC
例:一定距離の走行や操作を行って初めて記録されるDTC
 - 『故障』に当たるか検証中の状態におけるDTC
例:一時的に発生しその後再現されない異常(衝撃による一瞬の接触不良など)に係るDTC
 - 当該DTCのみでは、『故障』の存在を推断できないDTC
例:カメラが前方の映像を検知できない状態に係るDTC → カメラの『故障』か、一時的なガラスの曇りか判断できない。
 - 当該DTCのみでは、保安基準に定める性能要件を満たさなくなるか判断できないDTC
例:当該異常の発生により機能が低下するおそれがあるが、それでも保安基準を満たす可能性がある異常に係るDTC
- 被牽引自動車の故障に係るDTCであって、牽引自動車側に記録されるものは、当該牽引自動車の特定DTCとしない。
 - 修理や部品交換後の機能調整(エーミング等)を行っていないことを示すDTCや、連携するECUのバージョン違いを示すDTCについては、装置が適切に機能しない状態にあることを示していることから、特定DTCとする。

特定DTCの詳細定義(環境関係)

※ 赤字部は中間とりまとめからの追記箇所

◎ 環境関係の特定DTCは、以下のとおりとする。

環境関係のOBDについては、細目告示別添48において警告灯の点灯が義務付けられている『故障』に係るDTC(現在故障コードに限る)であること。なお、車検時には、特定DTCがなく、かつ、レディネスコードが存在することをもって、合格とする。

- 高度なOBD(OBDII)の設置が義務付けられていない自動車(ディーゼル乗用車、車両総重量3.5トン超のガソリン車)については、当面の間、別添48に基づくJ-OBDIのDTCを特定DTCとするものの、これら自動車においてもOBDIIの搭載が進んでいることに鑑み、OBDIIの技術基準が整備され次第、当該OBDIIに基づくDTCを特定DTCとすることが適当である。
- 適切な整備を行わないで、DTCのみ消去する不適切な受検が懸念されるため、車検時にレディネスコードを確認する必要があるが、レディネスコードには、一定の走行条件を満たさなければ記録されないものもあり、車検時にその全てを要求した場合、レディネスコードが記録されていないことをもって車検に合格しない車両が多数発生することが想定される。このため、車検時には、レディネスコードが少なくとも1つ記録されていることを確認することとする。